

香川県条例第52号

香川県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

香川県交通安全対策会議条例（昭和45年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第3条 県の職員のうちから指名される委員、<u>市町</u>の長及び消防機関の長のうちから任命される委員<u>並びに知事が必要と認める者として任命される委員</u>の定数は、<u>13人以内とする。</u></p> <p>2 <u>市町の長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに知事が必要と認める者として任命される委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 県の職員のうちから指名される委員<u>並びに市町</u>の長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、<u>10人以内とする。</u></p> <p>2 市町の長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。